設計基本契約書

（契約番号　　　　　　　　　　　）

1　基本契約名　　　旭川管理事務所管内橋梁耐震補強設計に関する基本契約（その2）

2　個別契約名　　　設計業務①　道央自動車道 幌内橋耐震補強設計

　　　　　　　 　　設計業務②　道央自動車道 常磐山橋耐震補強設計

3　業務場所　　　　個別契約において定めるとおり

4　業務期間　　　　個別契約において定めるとおり

5 請負代金額　　　個別契約において定めるとおり

6　契約保証金　　　個別契約において定めるとおり

（総則）

第1条　「東日本高速道路株式会社」を発注者とし、「○○○○」を受注者として、次の条項（以下「本契約条項」という。）により、頭書２の橋梁耐震補強設計業務の請負契約（以下「個別契約」という。）に関する基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

2　発注者が受注者の技術提案を特定したことを確認し、発注者と受注者は個別契約の締結に向けて、当事者が果たすべき義務その他の必要な事項を定める。

3　発注者及び受注者は、本契約に基づき、頭書２にかかる全ての橋梁耐震補強設計に関する個別契約の締結の日までの間、本契約を履行する。

（契約交渉）

第2条　発注者は、前条第2項で特定された技術提案書及び基本契約条件書の内容を踏まえて、特記仕様書案の配布を行うとともに、参考見積書の提出を要請する。

2　受注者は、参考見積書を発注者へ提出するものとする。

3　発注者及び受注者は、技術提案書及び基本契約条件書の内容を踏まえて、個別契約の契約締結に必要な仕様や条件、価格等について契約交渉し、発注者は特記仕様書に反映する。

（個別契約）

第3条　発注者は、契約交渉した条件等を踏まえ、参考見積書を活用して契約制限価格を設定する。

2　発注者は見積依頼書及び契約図書を交付し、これに基づき受注者は見積書の提出を行う。

3　受注者が提出した見積書の金額が、発注者が定めた契約制限価格の範囲内である場合に個別契約を締結する。

（契約変更）

第4条　発注者及び受注者は、協議のうえ本契約を変更することができる。ただし、頭書2の「個別契約名」及び「その内容」については変更することができない。

（有効期間）

第5条　本契約の有効期間は締結の日から全ての個別契約を締結する日までとする。ただし、第8条の規定は、本協定の有効期間終了後も有効とする。

（契約の解除）

第6条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約を解除することができる。

一　受注者が理由なく第2条に規定する契約交渉に応じない場合

二　第2条に基づく契約交渉が不成立となった場合

三　第3条第4項に定める個別契約が締結できない場合

四　個別契約の履行が完了し検査の結果、完了評定の合計点数が60点未満となった場合

五　個別契約の履行において技術提案の内容について著しい不履行が認められた場合

2　前項により契約が解除された場合は、本契約の履行に関し発生した費用については各自の負担とし、第8条の規定に基づくものを除き相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

（権利義務の譲渡禁止等）

第7条　受注者は、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行わない。

（秘密保持等）

第8条　受注者は、本契約に関連して発注者から知り得た情報を秘密情報として保持するとともに、かかる秘密情報を本契約の履行以外の目的に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に開示してはならない。

（補足）

第9条　本契約に定めのない事項又はこの契約書について疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議して定める。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　発注者　　　 　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　受注者　　　 　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

**（**